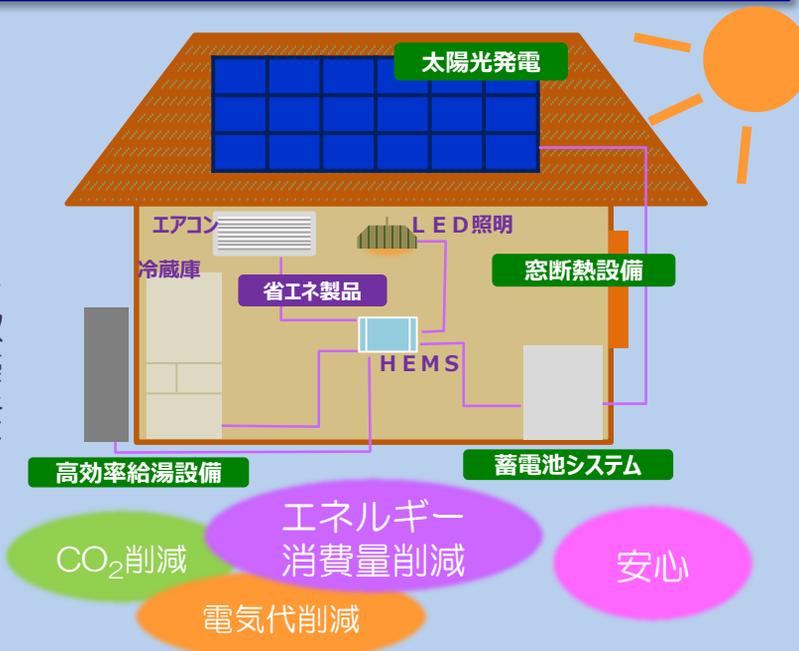


太陽光発電 エネファーム 蓄電池など スマート・エコ製品の設置に補助金交付 !!

令和2年度 スマート・エコハウス 普及促進事業補助金

滋賀県では、家庭においてエネルギーを「減らす」「創る」「賢く使う」取組を総合的に広めるため、個人の既築住宅において、**スマート・エコ製品**を設置する場合、経費の一部を補助しています。



補助対象設備

【スマート・エコ製品】

**太陽光発電、高効率給湯設備（エネファーム、エコキュート等）、
太陽熱温水器、蓄電池、V2H、窓断熱設備**

※各設備ごとに設備要件・補助要件があります。

※太陽光発電を補助対象とする場合は、その他のスマート・エコ製品または裏面の省エネ製品を併せて設置・購入することが必要です。（裏面確認図参照）

補助事業の流れ



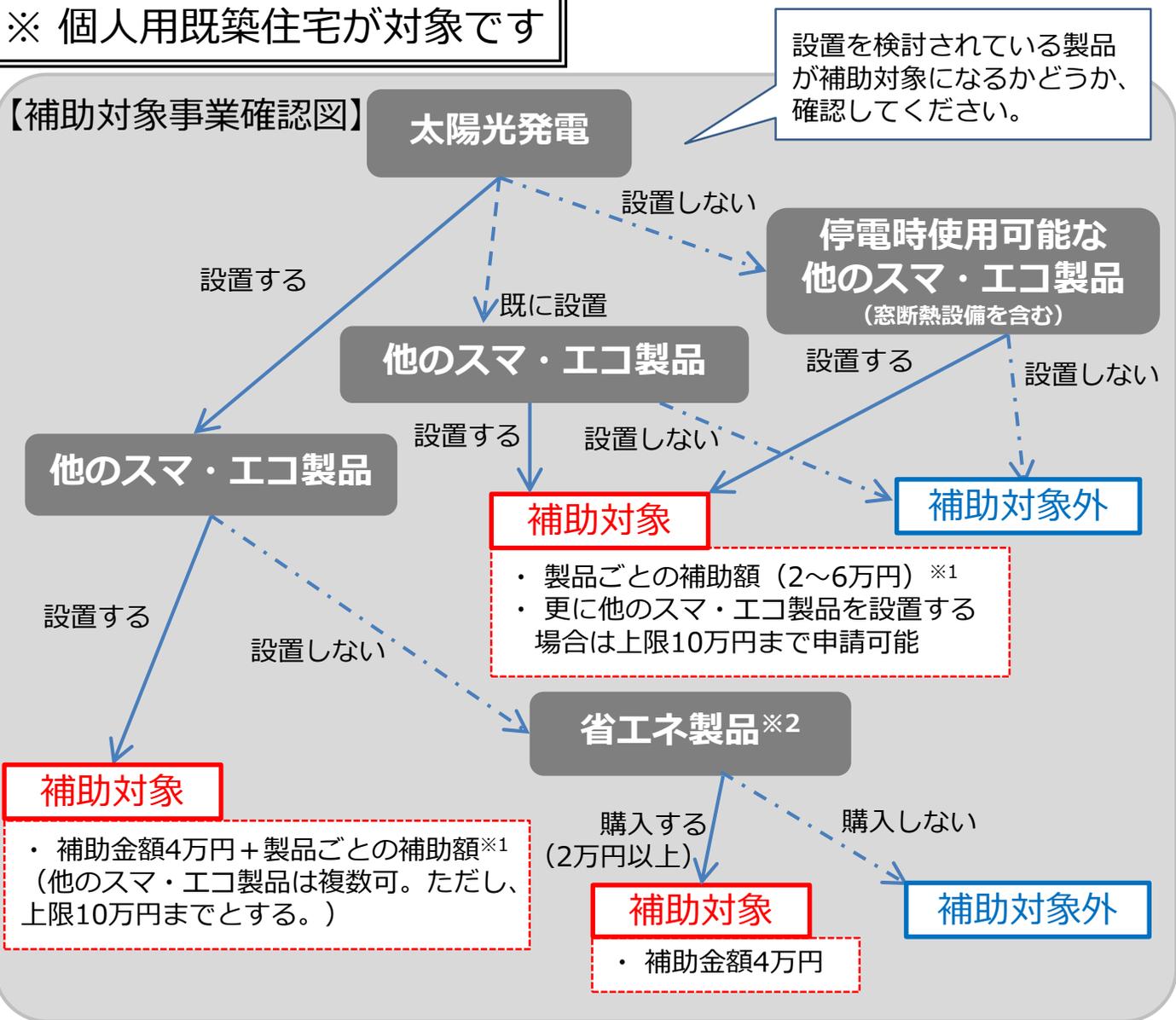
お問い合わせ先

▷公益財団法人淡海環境保全財団（滋賀県地球温暖化防止活動推進センター）
〒525-0066 滋賀県草津市矢橋町字帰帆2108番地 TEL：077-569-5301
補助制度の詳細、申請様式は淡海環境保全財団HPに掲載しています。

【URL <https://www.ohmi.or.jp/ondanka/r02smart-eco/>】

※ 個人用既築住宅が対象です

【補助対象事業確認図】



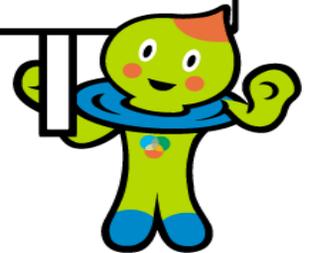
※1 太陽光発電以外のスマート・エコ製品の補助額

エネファーム	6万円
蓄電池	5万円
V2H	4万円
エコキュート等高効率給湯器	2万円
太陽熱給湯器	2万円
窓断熱設備	2万円

※2 省エネ製品とは

LED照明器具、エアコン、冷蔵庫、高断熱浴槽
エネルギー管理システム (HEMS)、窓断熱設備

お気軽にお問い合わせ
ください!



- 個人用既築住宅に、スマート・エコ製品を設置する場合に補助の対象となります。
- スマート・エコ製品の設置や省エネ製品の購入は、令和2年4月1日以降、令和3年1月31日までに実施する必要があります。
- 高効率給湯器から高効率給湯器への更新は対象外とします。(エネファーム以外からエネファームへの更新は可)
- その他、設備要件や補助要件を満たす必要があります。(詳しくはHP掲載「補助金申請の手引き」等参照)